

I 知的障害のある児童・生徒を対象とした教育内容・方法の充実事業報告 (教科指導)

知的障害のある児童・生徒を対象とした教育内容・方法の充実事業 教科指導充実検討委員会（平成26～27年度）

<委員>

大南 英明	全国特別支援教育推進連盟	理事長	専門委員
河村 久	聖徳大学	教授	専門委員
砥柄 敬三	帝京大学教職大学院	教授	専門委員
大沼 広亮	都立田無特別支援学校	校長（平成26年度）	
茂木 裕之	都立足立特別支援学校	校長（平成26年度）	
村田 真希	都立田無特別支援学校	主任教諭（平成26年度）	
大久保 忠行	都立しいの木特別支援学校	主任教諭（平成26年度）	
水江 知子	都立しいの木特別支援学校	校長	
小関 直樹	都立田無特別支援学校	校長	
高橋 馨	都立足立特別支援学校	校長	
堀江 浩子	都立田園調布特別支援学校	校長	
南 美佳	都立足立特別支援学校	主任教諭	
高城 大樹	都立田無特別支援学校	主任教諭	
竹村 祐貴	都立しいの木特別支援学校	教諭	
松井 弘子	都立田園調布特別支援学校	教諭	

知的障害のある児童・生徒に対する指導

知的障害のある児童・生徒の特性

特別支援学校学習指導要領解説では、知的障害のある児童・生徒の学習上の特性について、次のように述べています。

知的障害のある児童生徒の学習上の特性としては、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことや、成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことなどが挙げられる。また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的である。

(特別支援学校学習指導要領解説 総則等編 (幼稚園・小学部・中学部) より)

また、同解説には、知的障害のある児童・生徒への教育的対応として、以下の10点が挙げられています。

- ① 児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- ② 児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
- ③ 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。
- ④ 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育つよう指導する。
- ⑤ 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導する。
- ⑥ 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。
- ⑦ 児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- ⑧ できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。
- ⑨ 児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるよう指導する。
- ⑩ 児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。

知的障害のある児童・生徒は、知的能力や適応能力が、同年齢の児童・生徒ほどまでは至っておらず、

- ・ 知識や技能が断片的で、実際の生活で応用されにくい
 - ・ 成功経験が少ないなどにより、主体的に取り組む意欲が十分に育っていない
- などの学習上の特性があり、特別な支援や配慮が必要な状態といえます。このことから、
- ・ 定着するまで繰り返し、丁寧に指導すること
 - ・ 実際の生活の場で応用できるよう、自然な流れや生活場面を想定した実際的で具体的な指導を行うこと
- により、成功体験を積み、主体的・積極的に取り組む態度を育てることが重要だと言えます。

知的障害のある児童・生徒に対して指導を行う際は、この基本を踏まえて指導を進めることが前提となります。

知的障害のある児童・生徒の各教科と内容

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科（以下「知的障害の各教科」という。）は、次のように構成されています。

小学部	生活、国語、算数、音楽、図画工作 体育
中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、(外国語)
高等部 [※]	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、(外国語)、(情報)

※専門学科において開設される各教科を除く。

また、各教科の内容は学年別ではなく、小学部は3段階、中学部は1段階、高等部は2段階で示しています。同一学年の児童・生徒であっても、知的障害の状態や経験等は様々で個人差が大きいため、児童・生徒の実態に応じた内容を選択して指導できるよう、段階を積み上げることができるようになっています。

各段階の内容は以下のとおりです。

段階	内容（対象とねらい）
小学部 1段階	<ul style="list-style-type: none"> 主として、障害の程度が比較的強く、他人との意思疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要とする者を対象とした内容を示している。 知的発達極めて未分化であること、生活経験が少ないことなどから、主として教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験したり、基本的な行動の一つ一つを着実に身に付けたりすることをねらいとする内容を示している。
小学部 2段階	<ul style="list-style-type: none"> 障害の程度は、上記ほどではないが、他人との意思疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容を示している。 主として教師からの言葉掛けによる援助を受けたり、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして、児童が基本的な行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。
小学部 3段階	<ul style="list-style-type: none"> 障害の程度が比較的軽く、他人との意思疎通や日常生活を営む際に困難さが見られるが、前段階の程度までは達せず、適宜援助を必要とする者を対象とした内容を示している。 主として児童が主体的に活動に取り組み、社会生活につながる行動を身に付けることをねらいとする内容を示している。
中学部	<ul style="list-style-type: none"> 小学部3段階の内容の程度を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮しつつ、生徒の社会生活や将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容を示している。
高等部 1段階	<ul style="list-style-type: none"> 中学部の内容やそれまでの経験を踏まえ、主として卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などを考慮した、基礎的な内容を示している。
高等部 2段階	<ul style="list-style-type: none"> 高等部1段階を踏まえ、比較的障害の程度が軽度である生徒を対象として、発展的な学習内容を示している。

各教科の内容を指導する際は、児童・生徒の実態や課題に応じた指導内容を選択・組織することが必要です。

各教科の指導と「各教科等を合わせた指導」

知的障害のある児童・生徒に対する指導について、学校教育法施行規則には次のように示されています。

【学校教育法施行規則第130条第2項】

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要のあるときは、各教科、道徳、外国語活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

この「合わせて授業を行う」場合の指導内容について、学習指導要領では次のように述べています。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領】

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

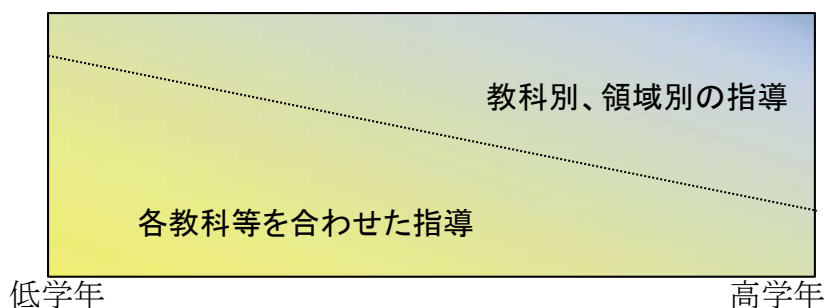
第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- 7 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科（小学部においては各教科の各段階、以下この項において同じ。）に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に設定するものとする。また、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。

これらのことから、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童・生徒の知的障害の状態や経験等を考慮しながら、各教科等を合わせて指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合（以下、「教科別の指導」「領域別の指導」という。）との関係や授業時数を、学校ごとに工夫して教育課程を編成しています。

また、特に小学部段階では、「児童の学習上の特性を考慮して、各教科等を合わせた指導を重視し、教科別の指導、領域別の指導を補完的に位置付け、適切に組み合わせる」ようにしています。（東京都立特別支援学校小学部 教育課程編成基準・資料 より）

児童の実態にもよりますが、小学校では、「各教科等を合わせた指導」と教科別、領域別の指導との関係は、学年が上がるにつれ、おおむね次のように変化していくと整理することができます。



「各教科等を合わせた指導」

都立特別支援学校で行っている「各教科等を合わせた指導」としては、主に次のようなものがあります。

(1) 日常生活の指導

児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導する。

日常生活の指導は、広範囲に、各教科等の内容が扱われる。例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排せつ、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、挨拶、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。

(2) 遊びの指導（小学部低学年）

遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していく。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。

また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもある。

(3) 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われる。

生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切である。また、小学部において、児童の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れた生活単元学習を展開している学校もある。

(4) 作業学習（中学部・高等部）

作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われる。

作業学習で取り扱われる作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様である。

（東京都立特別支援学校小学部 教育課程編成基準・資料、同中学部 教育課程編成基準・資料、同高等部 教育課程編成基準・資料より）

学年・学部ごとに設定する「各教科等を合わせた指導」は、おおむね下の図のようになります。

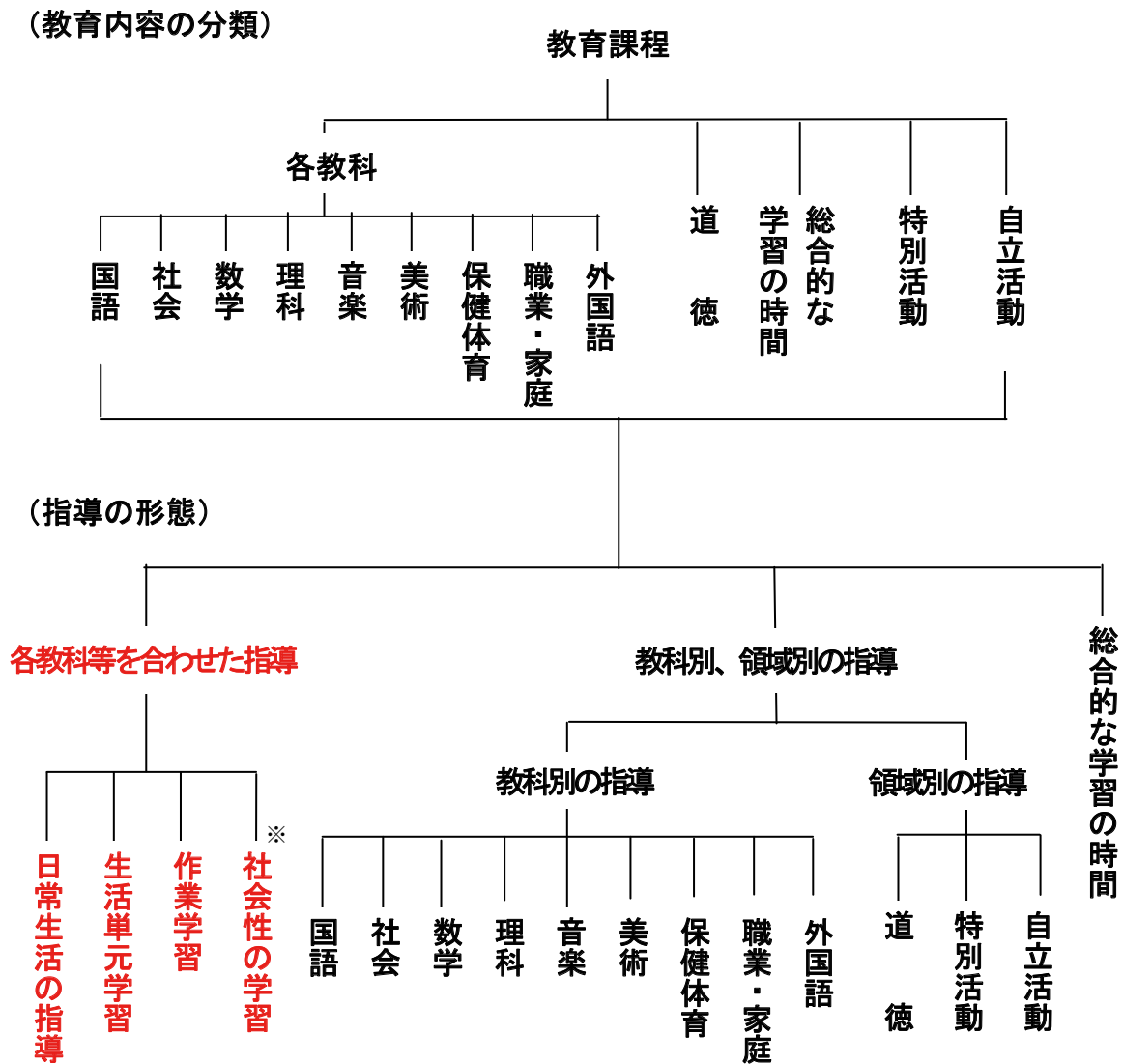
小学部 低学年	小学部 中学年	小学部 高学年	中学部	高等部
遊びの指導				
生活単元学習			作業学習	
日常生活の指導				

この他、東京都教育委員会では、都立知的障害特別支援学校の小学部・中学部の「自閉症の教育課程」に、「各教科等を合わせた指導」として、「社会性の学習」を設定しています。また、知的障害特別支援学校の就業技術科・職能開発科で実施する「キャリアガイダンスの時間」も、「各教科等を合わせた指導」の一形態です。

知的障害特別支援学校の教育課程と各教科の指導

下の図は、中学部を例に、都立知的障害特別支援学校の教育課程を図式化したものです。上の段は、知的障害の各教科等の種類を示しています。また、下の段では、これらの内容を指導する形態を示しています。知的障害の各教科等は、内容による分類と、実際に指導する際の指導の形態が異なる場合があります、教育課程の「二重構造」と呼ばれます。

知的障害の各教科は、「各教科等を合わせた指導」でも扱いながら、「国語」や「音楽」のような教科別の指導の時間でも指導を行うことがあります。



※「社会性の学習」は、都立特別支援学校（知的障害）小学部・中学部の「自閉症の教育課程」のみで実施。

知的障害の各教科の指導内容と指導の形態

知的障害の各教科等の指導について、学習指導要領では

- ・ 各教科の内容を基に、児童・生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定すること
- ・ 各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科の各段階、道徳、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童・生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定すること

としています。

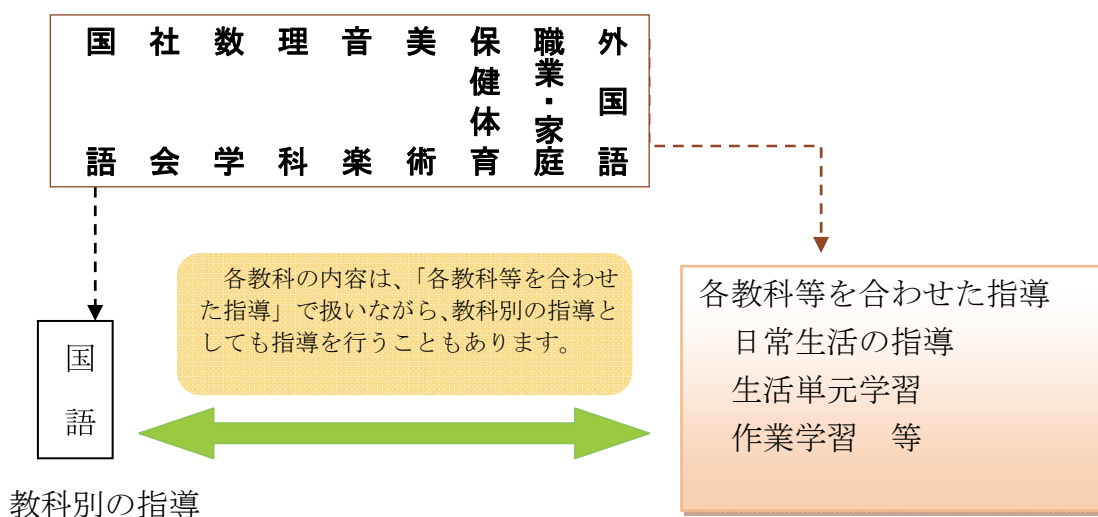
これまでのことから、各教科の指導に当たっては、

- ◆ 学習指導要領に示された内容を基に、児童・生徒の実態に応じて指導の形態を設定すること。
- ◆ 各教科の内容は、「各教科等を合わせた指導」として指導する場合と、教科別の指導として指導する場合があること。

を押さえることが必要になります。

下は、「国語」を例に、「各教科等を合わせた指導」と教科別の指導との関係を表したものです。このように、教科別の指導と「各教科等を合わせた指導」では、指導の形態は異なっても、指導する内容は共通する部分があります。そのため、教科別の指導の時間を設定する教科については、学習指導要領の目標・内容を踏まえることとともに、「各教科等を合わせた指導」との関係についても考慮することが大切です。

学習指導要領の各教科の指導内容（中学部）



教科別、領域別の指導と「各教科等を合わせた指導」とは、それぞれ独立した内容を指導するのではなく、互いに関連し合っていると捉えることが大切です。

知的障害のある児童・生徒への教科指導の充実に向けて

都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づく事業として、平成24年度から「知的障害のある児童・生徒を対象とした教育内容・方法の充実（教科指導）」に取り組んできました。

この事業は、知的障害のある児童・生徒を対象とする教育課程の充実への保護者からの期待と、公立中学校の特別支援学級や通常の学級から高等部に進学してくる生徒やその保護者からの教科指導の充実に対する高いニーズに応えるものとして、特に知的障害特別支援学校の高等部普通科の教科指導の充実を視点を当てました。

都教育委員会では、これまで「都立特別支援学校教育課程編成基準・資料」により、知的障害の各教科の具体的な内容の例（以下「内容例」という。）を示してきました。各都立特別支援学校では、この「編成基準・資料」を参考に教育課程を編成しています。

本事業では、「内容例」を、表の見方や活用例を示し、各学校の指導計画の作成や授業での活用が図られるようにしました。また、教科指導に対する現状を把握し、指導の充実に向けたポイントを整理することとしました。

<知的障害特別支援学校（高等部）での教科別の指導の現状と課題>

- ◇ 指導内容や教材（教材文・資料等）の選定、単元ごとの時数の設定が担当者の判断に委ねられており、不安が残る。
- ◇ 教科の指導経験が少なく、各単元の具体的な指導内容や教材のイメージがもちにくく、指導計画が作成に苦勞する。
- ◇ 前年度の同学年の指導計画を参考にしているが、生徒集団の実態が異なりそのまま活用することができない。
- ◇ 生徒の課題と年齢に応じた適切な教材を用意するのに苦勞する。小学校、中学校で使用する教材を使用する場合には、生徒の生活年齢を考慮して選定、作成するなどの工夫が必要である。
- ◇ 知的障害の教科の専門性の向上に向けた研修や研究の機会がもちにくい。

個別指導計画と各教科の指導

都教育委員会では、一人一人の児童・生徒について、個別指導計画を各教科・領域等の全体にわたって作成し、各教科・領域等における目標、内容、方法（手だて）、評価を記載することを基本としてきました。学習指導要領においても、各教科等の指導に当たっては、個々の児童・生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めることが示されています。

各学校では、児童・生徒の実態、学校や地域の実態等から掲げられた学校教育目標の下、重点目標、学部・学年の目標等を設定します。さらに、これに従って、学年ごと、教科ごとに目標や内容等を示し、指導計画を作成します。教科別の指導の年間指導計画の作成に当たっては、学年や学級、学習グループを構成する児童・生徒の実態を把握する必要があります。また、年間指導計画に基づき指導を行う際は、一人一人の目標や指導の手だてを個別に計画し、実施後の評価を行うこととなります。

各教科別の指導の年間指導計画は、児童・生徒一人一人の個別指導計画との関連を考慮しながら作成することが重要です。

知的障害のある児童・生徒の教科指導の在り方

知的障害の各教科では、児童・生徒の知的障害の状態や経験等に依りて、具体的に指導内容を設定するとともに、各教科の年間授業時数については目標及び内容を考慮し、適切に定めることとなっています。

教科指導に当たっては、各教科の目標及び内容を十分に理解した上で、児童・生徒の実態に応じた内容を選択、組織して指導計画を立てることが必要です。

知的障害の教科指導の充実において、ポイントとなる点は次のとおりです。

- ① 学習指導要領の目標・内容を踏まえ、教科別の指導として扱う内容と各教科等を合わせて指導を行う内容とを整理する。
- ② 児童・生徒の実態に応じ、各教科の目標・内容を達成するために必要な授業時数を設定する。
- ③ 授業時数、内容を踏まえた教科別の指導の年間指導計画を作成する。
- ④ 個別指導計画に基づく指導を実施し、個に応じた評価を行う。

この流れを、年間指導計画作成の視点から整理すると以下の図のようになります。

<教科指導の流れ>

